

## 被扶養者認定基準 Q & A

Q	A
失業給付金受給者とは？	公共職業安定所にて手続きを行い、雇用保険失業給付の受給期間にある方をいいます。
預貯金等とは？	本人の貯蓄金、退職一時金、生命保険金、債券・株式等の有価証券等の金融資産一切をいいます。
就学中の者とは？	「全日制教育機関」に就学している者をいいます。 全日制教育機関とは、学校教育法に定める学校、専修学校および各種学校で、修業年限が1年以上のものです。海外留学も国内に準じて取り扱います。
主として被保険者により生計を維持されるとは？	常態として継続して生計費の半分以上を被保険者が負担していることをいいます。
生計の中心的役割を果たしているとは？	日常の生計費（住居費、食費、水道光熱費、通信費、新聞代、その他の日常生活費）を扶養義務者の中で一番多くの支出（負担）していることをいいます。また、認定対象者を扶養する人が他にいない特別の事情があるか等、総合的に判断します。
毎月援助とは？	援助は原則として毎月単位（やむを得ない場合は2ヶ月分送金を限度）です。該当家族と被保険者が別居している場合には、次による送金事実の証明が必要です。（ただし、日本国内に就学する子は証明不要） 1. 「現金書留控え」または銀行等の「振込み書控え」により、送金年月日、送金額、送金人氏名、受取人氏名を証明しなければなりません。（銀行通帳写しは不可）また、郵便事業株式会社（日本郵便）との自動送金契約の場合は、「自動送金利用申込書（控）」および「貯金通帳」による証明が必要です。なお、手渡しは認められません。 2. 上記証明に関する帳票は、常に整備保管し、組合より提示を求められた場合、これに応じなければなりません。
同一世帯とは？	同一の住居に住み、家計（生活資金）を共同（共有）にすることをいいます。 次の場合は、同一世帯に該当しません。 1. 同一敷地内の別個の家屋に親子家族がそれぞれ住み、または二世帯住宅に親子家族が住み、日常生活が別々に営まれている場合。 2. 同一の家屋に住んでいても、家計が共同していない（独立している）場合。
収入の範囲とは？	勤労収入、事業収入、年金収入、利子収入、配当収入、不動産賃貸料収入、失業給付金、傷病手当金、出産手当金、休業補償給付金、生活扶助、その他実質的収入と認められるもの等すべてをいいます。
年間収入とは？  必ずしも1月から12月の収入とは限りません。 収入状況の変化があったときは、健保組合へお問い合わせください。	<p>1. 申請時 申請日より1年間とみる。申請以降1年間の収入を見込むため、過去の収入を調査する必要がある場合は、健保組合が必要とする書類を提出すること。</p> <p>2. 被扶養者認定から2年目以降 1月から12月の収入を年間収入とする。 給与所得者は年間支給総額、事業等を営む者は、収入（売上）総額（控除前）、その他、預貯金等の利子、年金総額、不動産収入等「被扶養者の収入の範囲」に該当するものを、上記「年間」の考えに基づいて計算した全ての収入をいう</p> <p>3. 収入・就労状況の変化があった時（給与・年金受給開始及び変更等） 給与・年金受給額変更日、就職日等変化があった時より向こう1年間の収入見込み</p>